

# 企業年金連合会ファイル送受信サービスにおける暗号化ソフトウェアの利用細則

## 第1条 ソフトウェアのライセンスと利用

### 1. ライセンスの付与

企業年金連合会ファイル送受信サービス（以下「本サービス」といいます。）において、企業年金連合会（以下「連合会」といいます。）が配布する暗号化ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）のライセンスは、1デバイスに対して付与します。従って、複数デバイスで使用することはできません。なお、保守期限終了や故障等により使用するデバイスを変更して継続利用する場合はその限りではありません。その際は、利用者は、旧デバイスから本ソフトウェアをアンインストール等で削除し、利用できないようにするものとします。

### 2. 本ソフトウェア格納媒体のバックアップ

連合会が配布した本ソフトウェア格納媒体については、破損や紛失等に備えたバックアップ用とした複写のみを許可します。バックアップ以外の目的での複写はできません。

### 3. 利用に関する制限

本ソフトウェアの利用は、利用申込書に記載された利用者が本サービスを利用する場合に限り、本サービス以外の目的で利用することはできません。

### 4. 貸付、譲渡等の禁止

本サービスの利用申込書に記載された利用者以外に対して、本ソフトウェアを販売、貸付、貸出、リース、転貸、譲渡等することはできません。

## 第2条 利用環境

推奨する利用環境は以下のとおりです。

- ・ 50MB 以上のハードディスク空き容量
- ・ 512MB 以上の RAM
- ・ Windows 10 など Windows 系クライアント OS（マイクロソフト社がサポート中のものに限る）

## 第3条 ソフトウェアのアップデート

本サービスにおいて、連合会が本ソフトウェアに対するアップデートが必要であると判断した場合、連合会は、利用者に対して、アップデートを行うためのソフトウェアやマニュアル等を配布します。利用者は、速やかにマニュアル等に従って本ソフトウェアをアップデートするものとします。

なお、利用者がアップデートしなかったことで損害が発生した場合、連合会では責任を負いません。

## 第4条 ソフトウェアの廃棄

本サービスの利用停止などの理由等により、本ソフトウェアが不要になった場合、利用者は、速やかに本ソフトウェアを廃棄するものとします。

## 第5条 機密保持

利用者が、本サービスにおいて本ソフトウェアを利用する際は、別添「PKWARE, INC. マスター・ライセンス契約（標準版 - 自己解凍型 Windows/Mac/DOS デスクトップ）」の「6. 機密保持」を遵守しなければなりません。